

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定及び要支援認定の臨時的な取扱いにおける入所者、入院患者への認定調査について

令和4年9月  
東近江市長寿福祉課介護保険係

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定及び要支援認定の臨時的な取扱いは更新申請の対象者のみとなり、新規申請、区分変更申請については、認定調査の実施が必要です。医療機関入院中の方、施設入所の方への認定調査は、施設、医療機関への立入制限がある場合等、調査員の長時間における訪問が困難ですので、下記可能な実施方法を御確認下さい。

### **1 概況調査のオンライン等による実施**

概況調査の聞き取りをオンラインで実施することが可能(基本調査項目は対面実施が必須)。

例)・サービス利用状況、家族構成等を事前にオンライン、電話等で確認する。

### **2 オンライン等による調査のみの実施 (医療機関入院患者に限る)**

医療機関に入院している方の調査は、以下の条件のもとオンラインのみの実施が可能です。

- ①認定調査に一定の知見を有する医師・看護師等が調査開始から終了まで同席し、認定調査員の指示・指導の下、申請者の麻痺の状況を確認する等適切に関与することで、個別の認定調査項目の選択を適切に行うことができる。
- ②認定調査員が、再度の対面調査が不要であると判断できる。

### **3 施設介護支援専門による認定調査の実施 (施設入所者に限る)**

施設入所者の更新申請においては、当該施設への認定調査委託も検討いたします。ただし当該施設所在地の都道府県において、認定調査研修を受講している介護支援専門員による調査に限ります。

上記1、2の実施については、新規申請、区分変更において調査が困難な場合に限りです。しかしながら更新申請であっても状態が変わっており、期間延長の対応が適さない場合も考えられますので御相談ください。実施希望される場合は、調査日調整の際お伝えください。

認定調査は利用者の状態に応じた必要な介護サービスを受けるために必要なものであるため、可能な限り認定調査を受けて頂きますようお願いいたします。

<問合せ先> 東近江市 長寿福祉課介護保険係

〒527-8527滋賀県東近江市八日市緑町10番5号 電話:0748-24-5678 IP:050-5801-5678